**適切な意思決定支援に関する指針**

診療所名

1. **基本方針**

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを提供するため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供することに努めます。

（厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを規範とする）

**2．『人生の最終段階』の定義**

「人生の最終段階」とは、回復の見込みのない疾患のため、死が避けられない末期の患者さんの状態です。回復の見込みのない疾患とは各種悪性腫瘍のみならず、非がん性疾患である臓器障害系疾患（慢性心不全、慢性呼吸器疾患、透析困難）、神経難病（ALS等）、認知症、多発性脳梗塞など多種多様な疾病を含んでいます。なお、患者さんが人生の最終段階にあるという判断には客観性が求められるため、医師・看護師等多職種から構成される医療チームによって判定・確認される必要があります。

**3．人生の最終段階における医療・ケアの在り方**

（1）医師等から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療・ケアチームが十分に情報共有し、本人の意思決定を基に医療・ケアを提供する。

（2）時間の経過、病状の変化等で本人の意思は変化しうることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるような支援が求められることから、家族等を含めて必要な時に話し合いを繰り返し行うものとする。

（3）本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを行う。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定するものとして前もって定めておくことも重要である。

（4）医療・ケアの開始・不開始、医療・ケアの内容の変更・中止等は、医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

（5）医療ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、本人の身体的な苦痛のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的に行う。

（6）生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

 **4．人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き**

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

1. 本人の意思が確認できる場合
	1. 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。 そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人 による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定 を行う。
	2. 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。また、このとき、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを 繰り返し行うものとする。 患者・家族との情報共有には「在宅連携、連絡ノート」および「もしものときのために人生会議」が活用できる。
	3. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。
2. 本人の意思の確認ができない場合 本人の意思確認ができない場合
	1. 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
	2. 家族等が本人意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
	3. 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。患者・家族との情報共有には「在宅連携、連絡ノート」および「もしものときのために人生会議」が活用できる。
	4. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

**5．複数の専門家からなる話し合いの場の設置**

医療・ケアチームで医療・ケアの方針が決定できない場合は、本人または家族等の同意を得たうえで、複数の専門家（医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者など）からなる話し合いの場を別途設置し、方針等について検討及び助言を得る。

 ① 医療・ケアチームの中で、本人の病態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合

 ② 本人・家族等との話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合

③ 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いで、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合

 令和４年 9月３0 日作成 一般社団法人大阪市北区医師会 在宅医療を考える会